

告 示

埼玉県告示第二百五十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年三月五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

松伏ニュータウンショッピングセンター

埼玉県北葛飾郡松伏町松葉一丁目五番三号

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

店舗周辺は児童館や公園が介在する住宅地となっており、周辺道路は生活道路として利用されています。特に児童館の開館時間は午前九時三十分となっており、変更しようとする開店時間帯と重なるため、搬入業者、従業員、来店客等に対し、周辺道路での車両の徐行を促すなど、交通安全に配慮してください。

二 縦覧期間

平成二十五年三月五日から平成二十五年四月五日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター